

被 相 続 人	
医療法人持分相続人等	

医療法人持分相続人等

計算

修正前の 課 税 額	㊥ 修 正 申 告 額	㊦ 修正する額 (㊥－㊦) 円
1,000	1,000	0
1,000	1,000	0
1,000,000	1,000,000	0
1,000	1,000	0

続税の総額の計算	
相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)	円
	00

の6第1項の規定による農地等についての納税に、⑥欄の「修正申告書第1表の⑥」の金額は、
についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる
欄からそれぞれ転記します。

[illegible]

00	00	00
00	00	00
00	00	00
00	00	00

00	00	00
----	----	----

00	A	00	00
00	B	00	00
	B		

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による
第8表の⑩の金額となります。

⑨欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、
相続税額に相当する金額を、イからハまでの各欄
を分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を
をB欄に記入します。なお、ロの場合には、放棄
した第8表の付表の「基金拠出型医療法人へ基金
また、その算出した⑩欄のA又はB欄の金額を
を控除額⑫」欄に転記します。なお、医療法人持分
納税猶予の特例の適用を受ける場合には、⑩欄の
1表の「医療法人持分納税猶予税額⑫」又は「医

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による
第8表の⑩の金額となります。

⑨欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、
相続税額に相当する金額を、いからへまでの各欄
を分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を
をB欄に記入します。なお、ロの場合には、放棄
した第8表の付表の「基金拠出型医療法人へ基金
また、その算出した⑩欄のA又はB欄の金額を
を控除額⑫」欄に転記します。なお、医療法人持分
納税猶予の特例の適用を受ける場合には、⑩欄の
1表の「医療法人持分納税猶予税額⑫」又は「医

平成26年10月分以降用)